

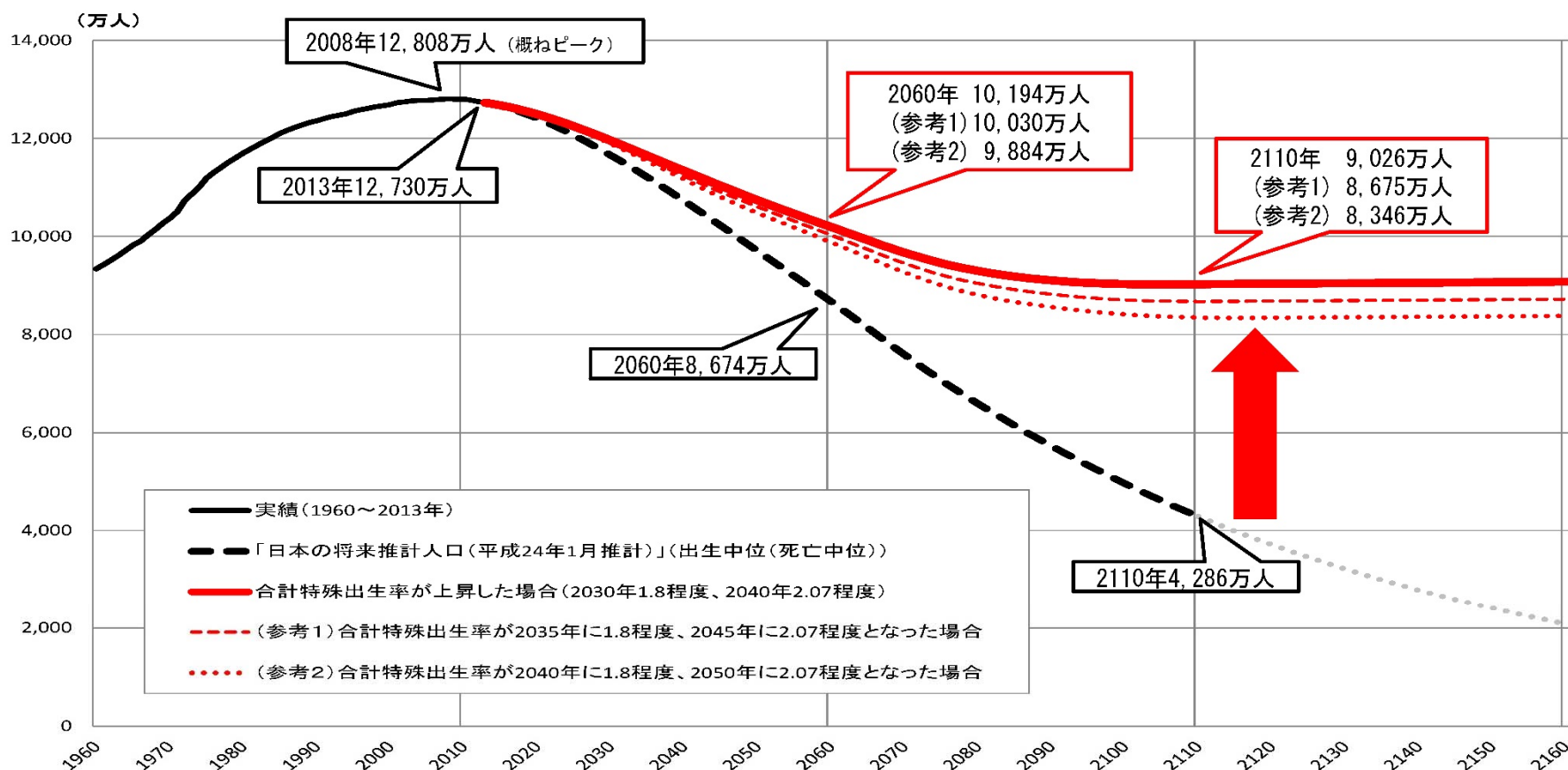
平成28年9月26日
小さな拠点・地域運営組織の形成に
関する都道府県担当者説明会

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

将来推計人口の動向

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。



（注1）実績は、総務省統計局「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

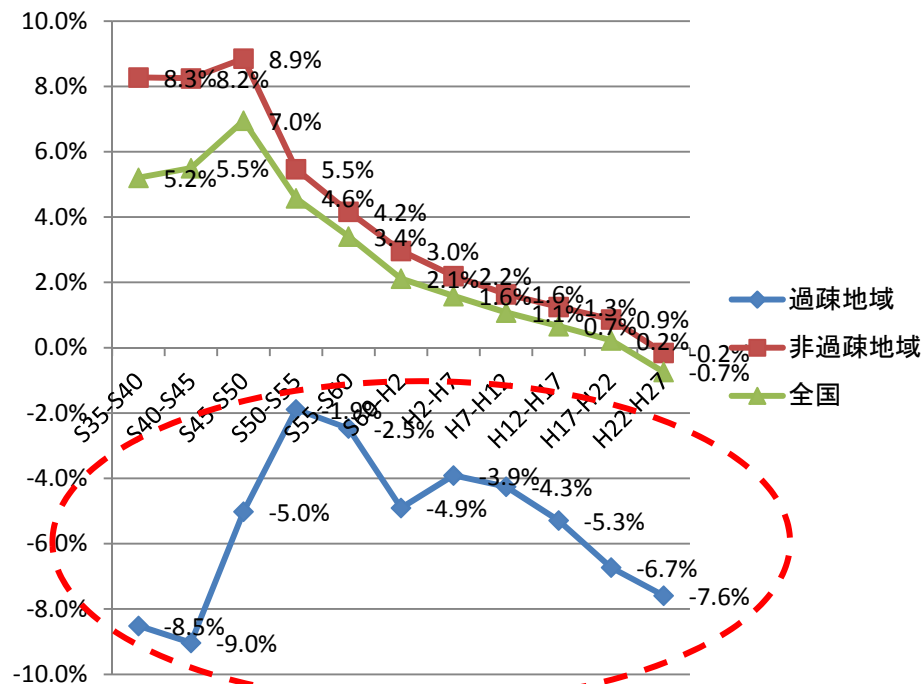
（注2）「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

過疎地域の現状等について

過疎地域の状況

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域割合)
人口(千人)【平22国調】	10,081	128,057	7.9 %
↓			
【平27国調速報値】	9,316	127,110	7.3 %
5年間人口減少率(%)	▲7.6 %	▲0.7 %	

5年間人口増減率の推移 (全国、過疎地域、非過疎地域)



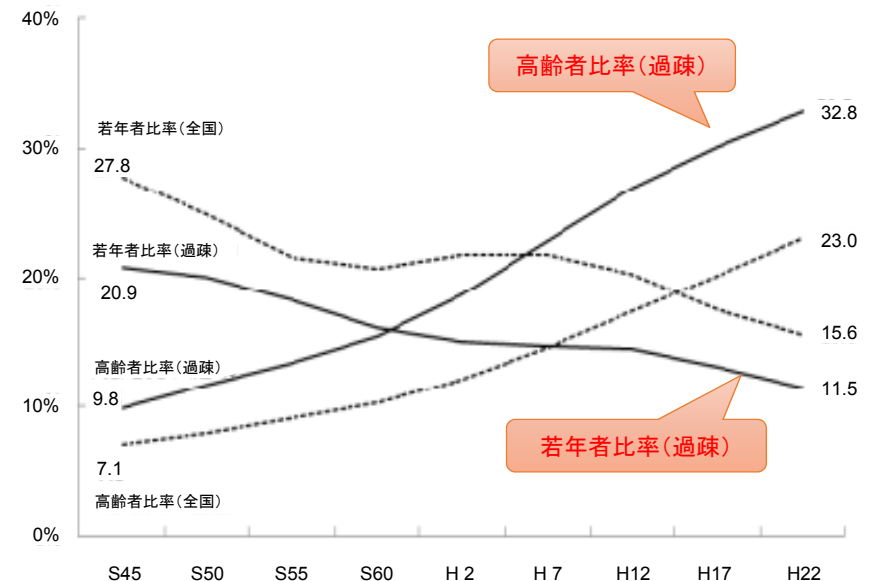
※1：増減率は、『国勢調査人口』より算出。
 ※2：過疎地域は平成27年4月1日時点（797市町村）であるが、一部過疎団体については過疎地域分の人口のデータがないため、実績及び推計ともに非過疎地域に分類している。

年齢階層別人口構成

	過疎地域	全国平均
0～14歳の人口割合	11.4%	13.2%
15～29歳の人口割合	11.5%	15.6%
65歳以上の人口割合	32.8%	23.0%

※1：平成22年国勢調査による。 ※2：過疎地域は、平成28年4月1日現在。

高齢者比率及び若年者比率の推移

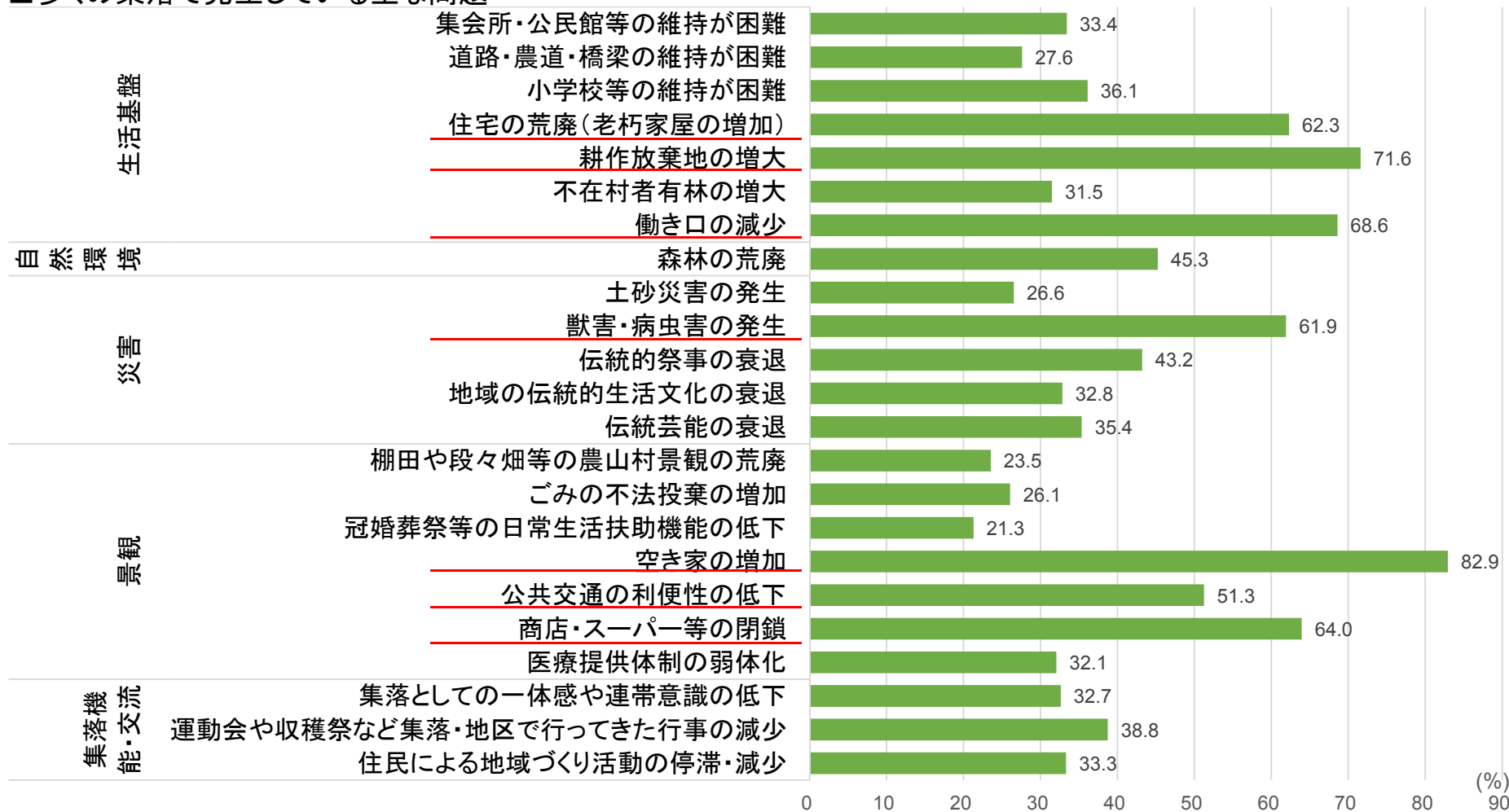


※1：国勢調査による。
 ※2：過疎地域は、平成28年4月1日現在。

コミュニティ機能が低下し、様々な問題が拡大

○ 集落の小規模・高齢化が進むにつれ、集落での生活や生産活動、さらには、従来から行われてきたコミュニティの共同活動の継続が困難となってきた。

■ 多くの集落で発生している主な問題



出典:「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(平成28年9月国土交通省、総務省)

http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000095.html

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略（2015 改訂版）」の全体像

長期ビジョン

中長期展望 (2060年を視野)

I.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆**人口減少の歯止め**
・国民の希望が実現した場合の出生率
(国民希望出生率)=1.8

◆**「東京一極集中」の是正**

II.成長力の確保

◎2050年代に実質GDP
成長率1.5~2%程度維持
(人口安定化、生産性向上が
実現した場合)

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）（～2019年度）

基本目標（成果指標、2020年）

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人
現状:5.9万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15~34歳の割合:92.7%(2014年)
全ての世代の割合:93.7%(2014年)
- ◆女性の就業率 2020年までに77%
:70.8%(2014年)

地方への新しいひとの流れをつくる

- 現状:東京圏年間10万人入超
- ◆地方・東京圏の転出入均等(2020年)
 - ・地方→東京圏転入 6万人減
:1,732人増加(2014年)
 - ・東京圏→地方転出 4万人増
:11,152人減少(2014年)

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考えられる人の割合40%以上
:19.4%(2013年度)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%
:38%(2010年)
- ◆結婚希望実績指標 80% :68%(2010年)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%
:93%(2010年)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を
連携する

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村
- ◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に
存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該
施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占
める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
(三大都市圏) 90.8% :90.5%(2014年度)
(地方中核都市圏) 81.7% :78.7%(2014年度)
(地方都市圏) 41.6% :38.6%(2014年度)
- ◆地域公共交通網形成計画の策定総数 100件
:60件(2015年11月末時点)

主な重要業績評価指標（KPI）

○農林水産業の成長産業化

- ・6次産業化市場10兆円 :4.7兆円(2013年度)
- ・農林水産物等輸出入 1兆円 :6,117億円(2014年)

○観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・訪日外国人旅行消費額4兆円 :2.0兆円(2014年)

○地域の中核企業、中核企業候補支援

- ・1,000社支援:平成27年度の施策を踏まえ検証
- ・雇用数8万人創出 :0.1万人(2014年度)

○地方移住の推進

- ・年間移住あっせん件数 11,000件
:約4,000件(2015年<11月末時点>)

○企業の地方拠点機能強化

- ・拠点強化件数7,500件増加 :808件※
 - ・雇用者数4万人増加 :6,600人※
- ※地域再生計画(H27.10)に記載された目標値

○地方大学活性化

- ・自道府県大学進学者割合平均36%
:32.3%(2015年度)

○若い世代の経済的安定

- ・若者の就業率78%向上 :76.1%(2014年)

○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- ・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100%

○ワーク・ライフ・バランス実現

- ・男性の育児休業取得率13% :2.30%(2014年)

○「小さな拠点」の形成

- ・住民の活動組織(地域運営組織)形成
数3,000団体 :1,656団体(2014年度)

○「連携中枢都市圏」の形成

- ・連携中枢都市圏の形成数 30圏域
:4圏域(2015年)

○既存ストックのマネジメント強化

- ・中古・リフォーム市場規模20兆円
:11兆円(2013年)

主な施策

- ①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技の国際化(ローカライゼーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング)、地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上)
・地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント向上、ICT等の利活用による地域の活性化、地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善

②観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・日本版DMOを核とする観光地域・ブランドづくりの推進、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり、観光消費拡大等のための受入環境整備

③農林水産業の成長産業化

- ・需要フロンティアの拡大・バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化等、林業の成長産業化、漁業の持続的発展

④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

- ・若者人材等の還流及び育成・定着支援、「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備等、人材還流政策間の連携強化、新規就業・就業者支援、若

①政府関係機関の地方移転

②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

③地方移住の推進

- ・地方移住希望者への支援体制、地方居住の本格推進
- ・「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」構想の推進
- ・「地域おこし協力隊」の拡充

④地方大学等の活性化

- ・地の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着促進プラン、地域人材育成プラン

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進

②若い世代の経済的安定

- ・若者・非正規雇用対策の推進、「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

③出産・子育て支援

- ・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、子ども子育て支援の更なる充実

④地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等)

- ・WLB推進、長時間労働の見直し、時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進、地域における女性の活躍推進、地域の実情に即した「働き方改革」の実現

①まちづくり・地域連携

- ・まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成、まちづくりにおける官民連携の推進、人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

- ・東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護・少子化問題への対応、大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

④住民が地域防災の担い手となる環境の確保

⑤ふるさとづくりの推進

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

（４）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（イ）「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進する。

【主な重要業績評価指標】

- 小さな拠点（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所を目指す
- 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000団体を目指す。

まち・ひと・しごと創生基本方針2016

1. 地方創生をめぐる現状認識

- ◎人口減少の現状 ⇒ 平成27年の総人口は1億2,711万人で、平成22年時（前回国勢調査）に比べ94万7千人の減少。合計特殊出生率は1.46となり、平成26年から上昇。年間出生数も若干増加し100万5,656人。
- ◎東京一極集中の加速 ⇒ 平成27年に東京圏へ約12万人の転入超過（前年比約1万人増）。
- ◎地域経済の現状 ⇒ 有効求人倍率や賃金、就業者数など雇用面で改善も、消費の回復が大都市圏で先行するなど地域経済はなお低迷。全国的に人手不足が顕在化。

2. 地方創生の本格展開

全国で47都道府県、平成27年度までに1,737市区町村の地方自治体において地方版総合戦略が策定され、地方創生は「戦略策定」から本格的な「事業展開」の段階。一億総活躍の取組と相互に連動しながら、下記の取組を進める。

各分野の政策推進

地域特性に応じた戦略の推進

多様な支援

3. 各分野の政策の推進

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする（ローカル・アベノミクスの実現）
 - ①地方と世界をつなぐローカル・ブランディング
 - ②ローカル・イノベーションによる地方の良質な「しごと」の創出
 - ③ローカル・サービス生産性向上
 - ④地方の先駆的・主体的な取組を先導する人材育成
 - ⑤「創り手」となる組織づくりの支援
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
 - ①企業の地方拠点強化
 - ②政府関係機関の地方移転
 - ③「生涯活躍のまち」の推進
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる（地域アプローチによる少子化対策の推進）
 - ①地域の実情に応じた働き方改革
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
 - ①稼げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進等
 - ②集落生活圏維持のための地域運営組織及び「小さな拠点」の形成

4. 地域特性に応じた戦略の推進

- 各分野の政策推進に加え、過度な東京一極集中や人口減少の進行を踏まえ、地方創生の一層の推進を図る観点から、地域特性に応じ、取組が遅れている課題について戦略・事業を強化
- ①東京圏への若者の転出が多い政令市・県庁所在市等

<対策例>

 - ・首都圏や地元の学生を対象とした地方創生インターンシップ
 - ・地方就職を支援する奨学金
 - ・働き方改革
 - ②今後急速な社会減及び自然減が予想される地域

<対策例>

 - ・コンパクトシティ
 - ・小さな拠点・地域運営組織
 - ・公共施設の集約・複合化と利活用

5. 多様な支援

地方創生版三本の矢

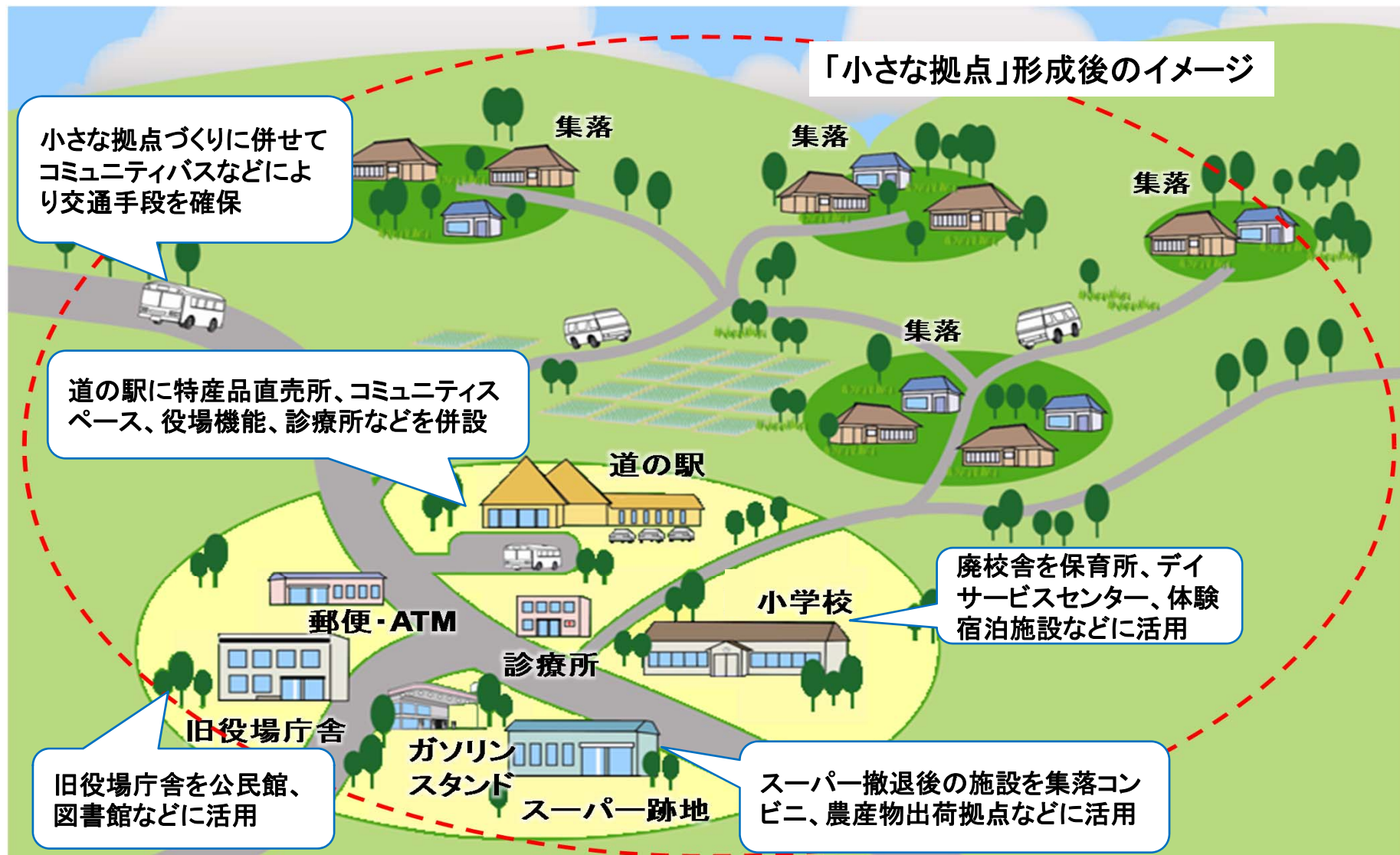
情報支援
・ RESASの内容充実や利便性の向上、普及促進

人材支援
・ 「地方創生レッグ」事業の推進等

財政支援
・ 地方創生推進交付金や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

「小さな拠点」とは

小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所などの**日常生活に不可欠な施設・機能**や地域活動を行う場所を集約・確保し、**周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶこと**で、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組



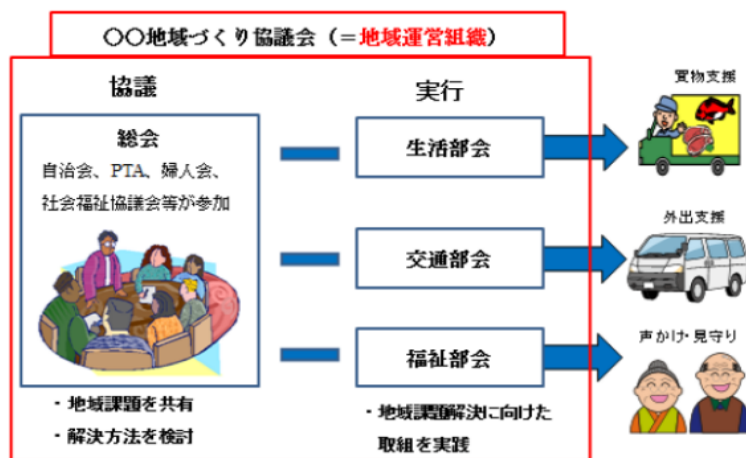
「地域運営組織」とは

地域運営組織とは

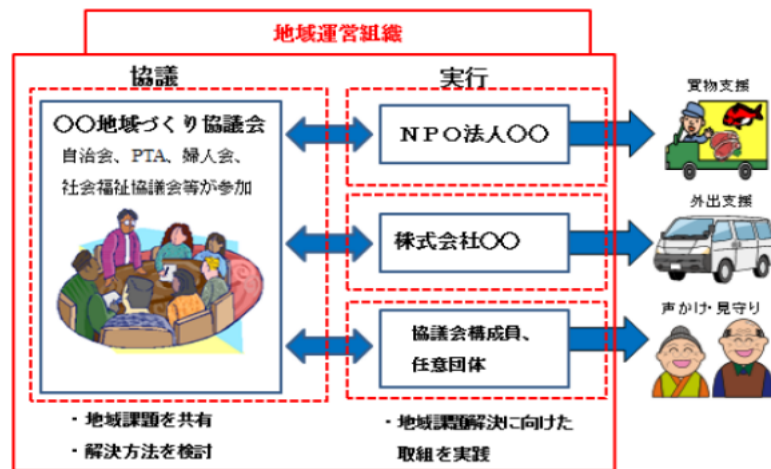
暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書より
《平成 28 年 3 月 総務省》

- 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が 定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織
- 地域運営組織の組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの（一体型）や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがある

（一体型のイメージ）



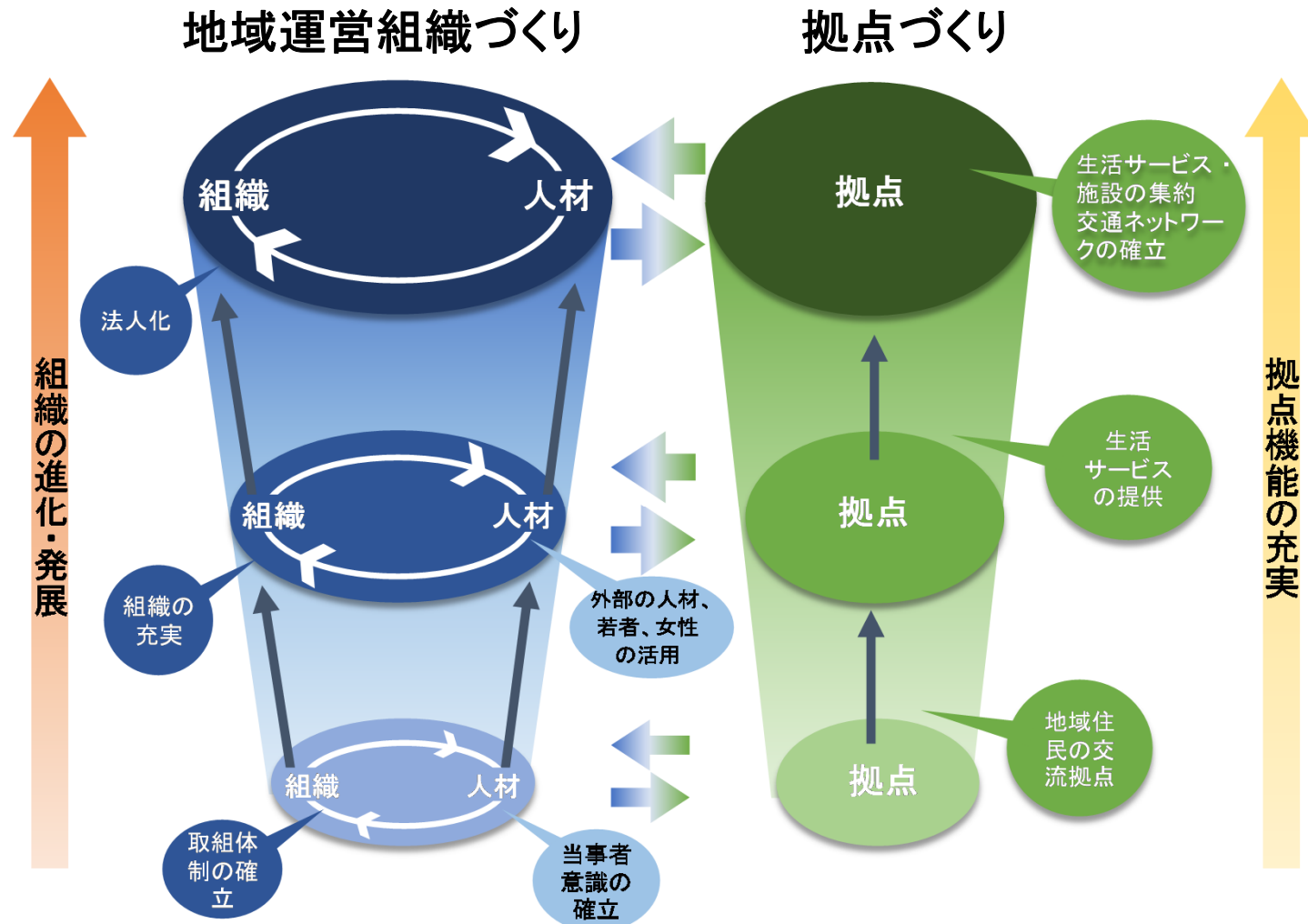
（分離型のイメージ）



活動実績

- 活動範囲は主に「小学校区（旧小学校区）」（概ね昭和の大合併で消滅した旧村エリア）
- 全国で1,680組織（494市町村）
- 現在、一部または全域に地域運営組織が存在しない市町村においても、88%の市町村（有効回答1,093市町村のうち965市町村）が必要性を認識
- 主な活動内容は高齢者交流、声かけ・見守り、外出支援、配食支援、買物支援など幅広い
- 主な収入源は市町村補助金、会費、利用料であり、財政基盤が脆弱

「小さな拠点」づくりを進めるにあたってのポイント



地域住民による活動のステップ



地域住民の暮らしの拠点形成

「小さな拠点」づくりに向けた地域住民による活動ステップ

ステップ① 【意識の喚起－内 発的な計画づくり】

○地域住民による集落生活圏の将来ビジョン（地域デザイン）の策定

- ・ 今後の地域の在り方について、地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定します。

ステップ② 【取組体制の確立】

○地域住民が主体となった持続的な取組体制（地域運営組織）の形成

- ・ 持続可能な地域づくりのために、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となり、役割分担を明確にしながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成します。

ステップ③ 【生活サービスの 維持確保】

○日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、 周辺集落との交通ネットワークの確保

- ・ 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進します。

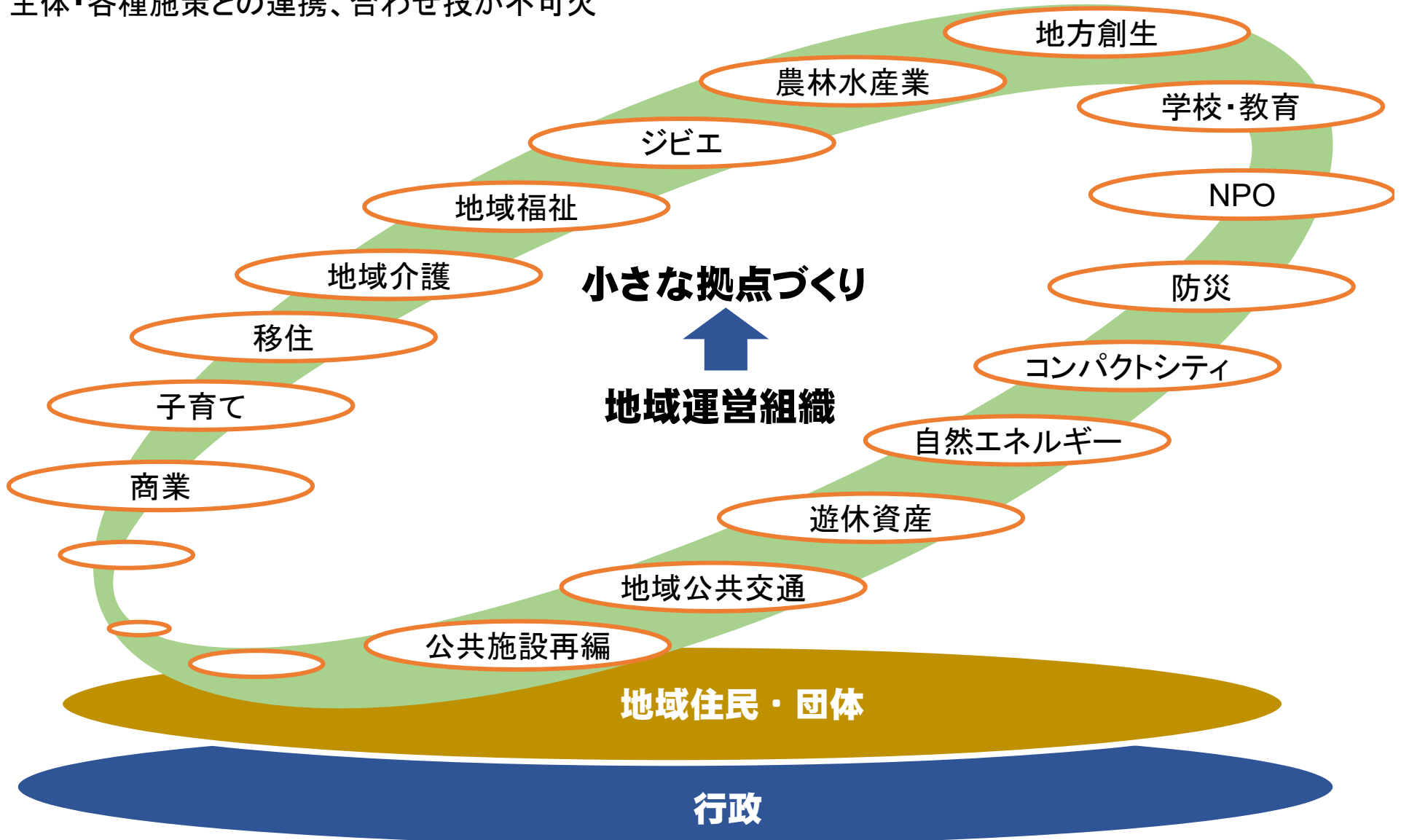
ステップ④ 【仕事・収入の 確保】

○地域にあった多機能型のコミュニティビジネスの振興、 地域経済の円滑な循環の促進

- ・ コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促します。（複数の事業を組み合わせる実施する取組や横断的なビジネスを実行する人材の確保を推進する必要があります。）

各種施策との連携

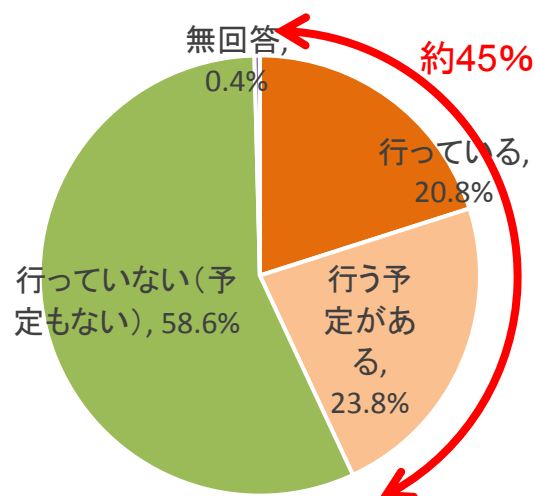
小さな拠点・地域運営組織の形成にあたっては、限られた人材・資金で、地域の課題解決のため、多様な主体・各種施策との連携、合わせ技が不可欠



小さな拠点づくりに関する実態

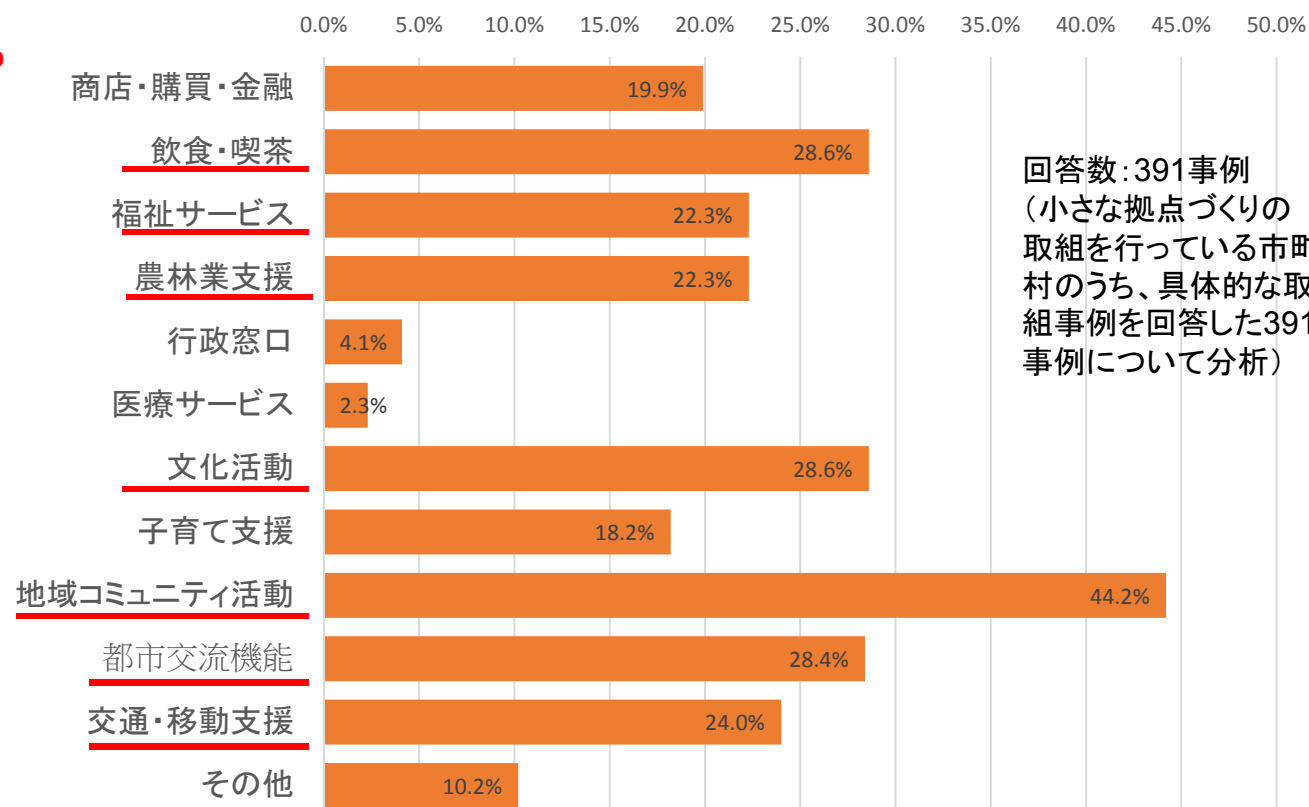
- 国土交通省、総務省の調査によると、過疎地域等条件不利地域の市町村のうち、小さな拠点づくりの取組意向のある市町村は、全体の約45%
- 市町村による小さな拠点づくりの取組の活動内容は、「地域コミュニティ活動」や「飲食・喫茶」、「文化活動」、「都市交流」、「交通移動」、「福祉サービス」などが多い。

■ 小さな拠点づくりの取組状況



回答数: 1032市町村

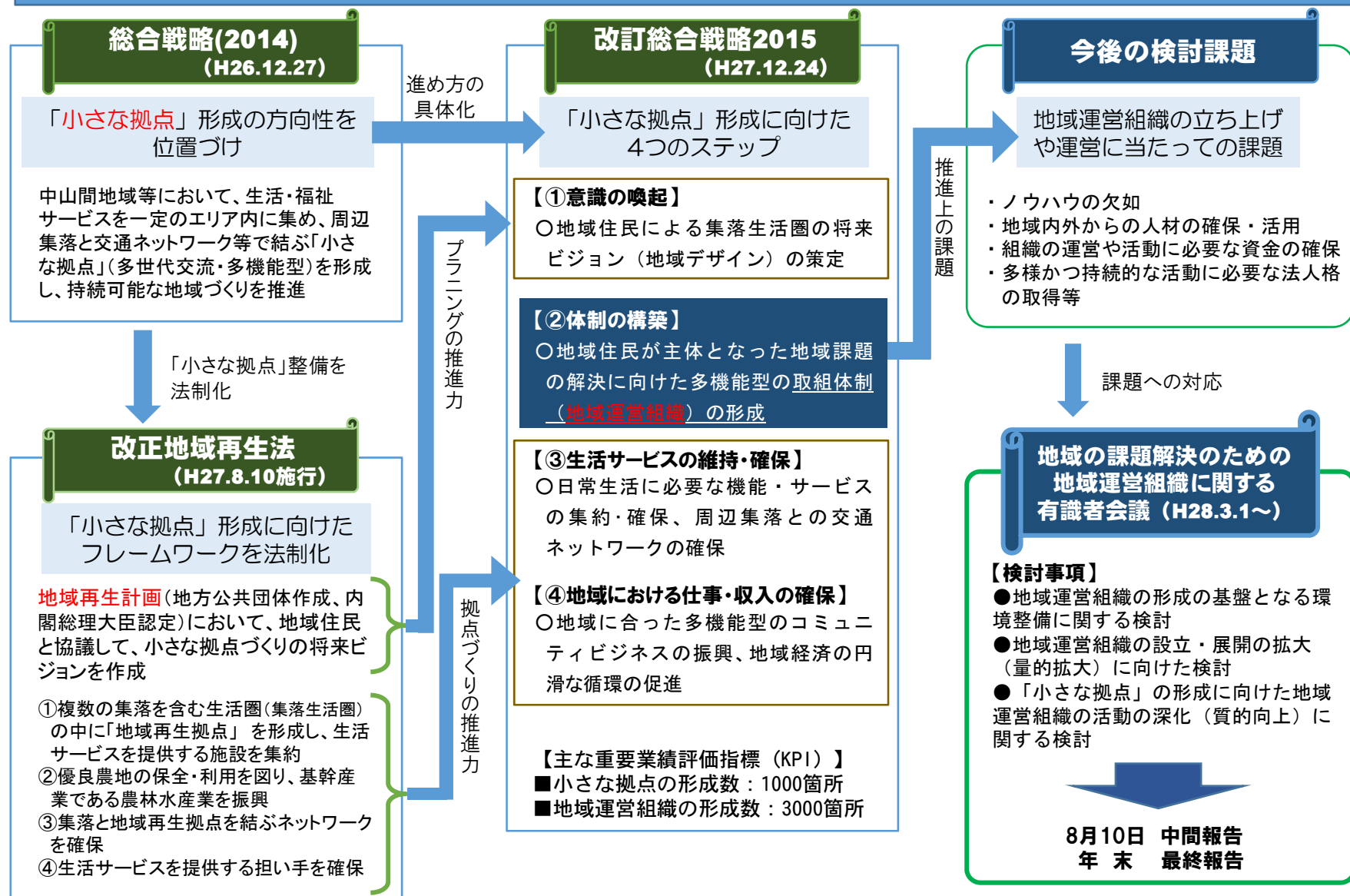
■ 小さな拠点づくりの取組の主な活動内容



回答数: 391事例
(小さな拠点づくりの取組を行っている市町村のうち、具体的な取組事例を回答した391事例について分析)

総合戦略における小さな拠点の取組

中山間地域等における小さな拠点の形成を通じた持続可能な生活環境・資金循環の実現

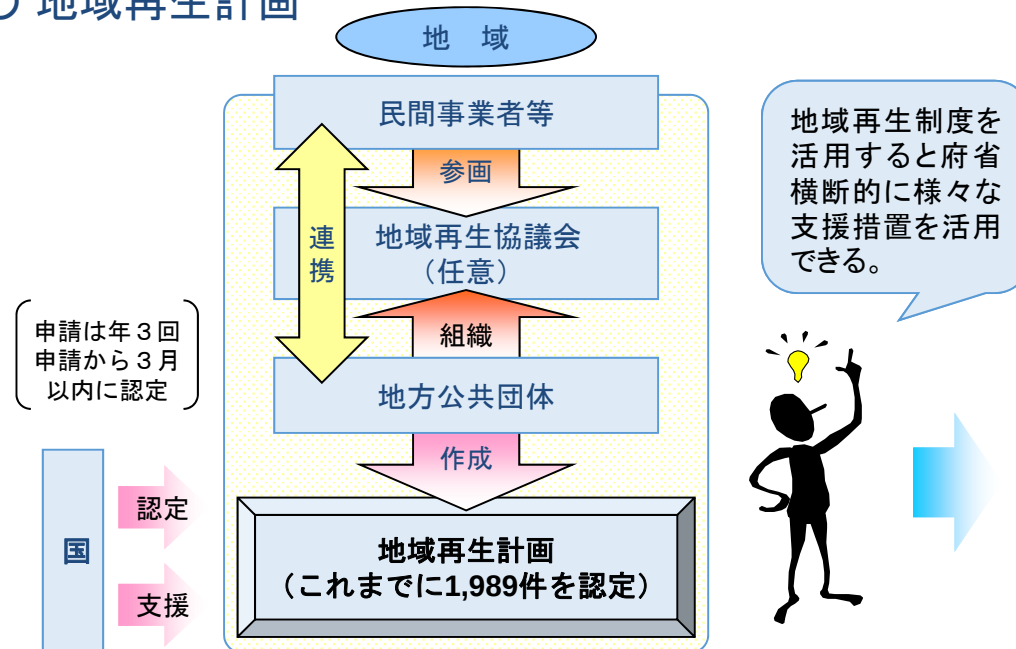


地域再生制度の概要

○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

○ 地域再生計画



地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）（平成28年4月20日施行）

地方創生推進交付金の創設

・地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものに係る支援措置

地方創生応援税制の創設

・地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附に係る税制優遇措置

「生涯活躍のまち」の制度化

・中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送り、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」形成促進

主な支援措置メニュー

◆「地域再生計画」と連動

■「地域再生法」に基づく施策

①地方創生推進交付金

②地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

③地域再生支援利子補給金

④企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等

⑤「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成に係る手続の特例

⑥「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例

⑦農地等の転用等の許可の特例

⑧補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例

（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）

■それ以外の連動施策

・実践型地域雇用創造事業

－厚生労働省－

・農山漁村振興交付金

－農林水産省－

・地域公共交通確保維持改善事業

－国土交通省－

等

地域再生法の一部を改正する法律(平成27年8月10日施行)の概要：「小さな拠点」形成

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障
- ➡ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成

「小さな拠点」のイメージ



地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成 【第5条第4項第5号、第6号】

I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約 **法律**

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定 【第17条の7】
 - ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
 - ・就業機会を創出する施設(地場産品の加工・販売所、観光案内所等)
- ➡ 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導 【第17条の8】
- ➡ 農地転用許可・開発許可の特例 【第17条の10、第17条の12】

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興 **法律**

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定 【第17条の7】
- ➡ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- ➡ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告 【第17条の9】

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保 **法律**

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け 【第5条第4項第6号】
- ➡ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に 【第17条の13】
- 集落生活圏内外のネットワークとの連携(バスの乗継拠点の整備等) 【第17条の7】

IV 生活サービスを提供する担い手を確保 **法律**

- NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に 【第19条】

小さな拠点形成のための財政的支援

- 各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援

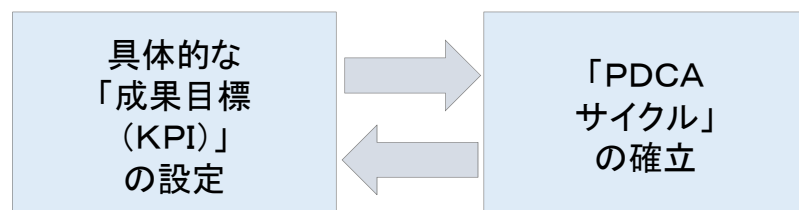
地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）（内閣府地方創生推進室）

28年度概算決定額 1,000億円【うち優先課題推進枠227億円】（新 規）
（事業費ベース 2,000億円）

事業概要・目的

○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための新型交付金を創設

- ①自治体の自主的・主体的な取組で、先駆的なものを支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例）ローカル・イノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、**小さな拠点** 等

②既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

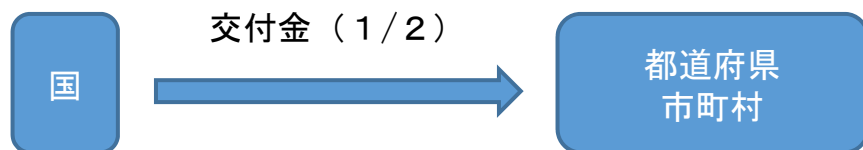
③先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣総理大臣が認定

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる）

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

・ 地方創生の深化のための新型交付金における先駆的な事業例

◆地域の技の国際化(ローカルイノベーション)

- ・明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等が出来るためのネットワーク形成等を通じて、IoTを活用した新たなイノベーションの創出をはじめ、地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング:日本版DMO・地域商社)

- ・地域の「稼ぐ力」向上のため、様々な連携を図りながら地域経済全体の活性化につながる観光戦略を実施する専門組織として日本版DMOを確立し、これを核とした観光地域づくりを行う。
- ・地場産品を戦略的に束ね、安定的な販路開拓・拡大に取り組む地域商社を核に、地場産品市場の拡大、地域経済の活性化を目指す。

◆地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上等)

- ・地域経済を支えるサービス産業の生産性向上に向け、各業種に即した生産性改善の取組に加え、地域間、異業種間等を問わず、事業者等の様々な連携により新たなビジネスモデルを生み出し、ITの活用や対内直接投資も含めた生産性向上に資する戦略的投資を呼び込む取組などを促進する。

◆地方創生推進人材の育成・確保

- ・全国規模で行われる地方創生人材の育成・確保の取組(「地方創生カレッジ」を含む)と連動しながら、その地域独自の人材ニーズに基づき行われる人材育成・確保の取組を行うとともに、それを通じた地域の総合力の底上げを目指す。(他の分野の事業の中で併せて取り組む場合も含む。)

◆移住促進/生涯活躍のまち

- ・人材ニーズを踏まえた雇用創出・人材育成との連携や、地域コミュニティの活性化を伴う移住促進施策を実施する。
- ・特に、高齢者等が希望に応じて移住し、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活が送れるよう、「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた取組を進める。

◆地域ぐるみの働き方改革

- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、地方公共団体だけでなく、地域の産業界や労働界、金融機関等の地域の関係者が「地域働き方改革会議(仮称)」の下に集い、地域ぐるみで働き方改革に取り組む。

◆広域的な取組による「小さな拠点」の形成・活性化

- ・地域住民を主体とした「**小さな拠点**」が連携して、広域的な取組を行うことにより、生活機能の確保に加え、地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化や都市部との交流を図り、持続的な集落生活圏の維持・形成を図る。

◆都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成等

- ・都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組を推進するとともに、これらの取組との連携による「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わいを創出する等戦略的な取組を進める。

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社への特例措置（概要）

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づく所定の事業を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、所得税の控除が受けられるようになります。（※H28年度から2年間）

小さな拠点の形成の取組の推進

地域住民等による株式会社の設立

【事業のイメージ】

① コミュニティビジネス（実施が必須）

域外からの持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業



- ・地元農産品の販売
- ・農家レストランの運営
- ・地域資源を活用したツアー 等

② 生活サービス等の提供（実施は任意）

拠点等におけるサービス提供や周辺集落との交通ネットワークの確保等

- ・日用品の販売
- ・ガソリンスタンドの運営
- ・コミュニティバスの運行 等

出資

【個人出資者】

（地域住民・地元出身者など）

出資額分（※）を総所得金額から控除することが可能

※ 正確には出資額（1,000万円限度）と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社への特例措置（詳細）

地方公共団体の役割：支援体制整備

①地方公共団体による地域再生計画の作成
(株式会社が行う「小さな拠点」形成事業を記載)

内閣府への認定申請

内閣総理大臣の認定

② 計画認定後、地方公共団体が
株式会社の要件に該当する旨を確認

確認

計画に記載すべき対象事業の要件

「小さな拠点」形成事業

- ①生活サービス等の提供事業 ②コミュニティビジネス
※生活サービス等の提供事業のみを行う場合は対象外

確認すべき株式会社の要件

- ①常時雇用者数が2人以上であること
- ②「小さな拠点」形成事業を専ら行う株式会社であること
- ③前事業年度の売上高に占める営業利益の割合が2%以下であること
- ④設立10年未満であること
- ⑤中小企業者であり、大規模法人の子会社ではないこと
- ⑥非上場会社、非店頭登録会社であること
- ⑦性風俗関連営業を行うものではないこと
- ⑧株式投資契約を締結する株式会社であること

株式会社の役割：将来的な雇用の創出

①認定計画に基づき、「小さな拠点」形成事業を実施

②出資を元に事業を展開、地域の雇用の創出に貢献

出資

出資者の役割：出資等を通じた地域の取組への参画

個人出資者
(地域住民・地元出身者など)

出資時点の会社の要件（雇用の創出）

- ①常時雇用者数が地方公共団体の確認日の常時雇用者数以上であること
 - ②常時雇用者数が前事業年度より2人(商業・サービス業では1人)以上増加していること
- ※②は、地方公共団体の確認を受けてから2年度目以降の出資のみ適用

出資に対する税制上の特例措置

出資額から一定額を除いた額(※)を
総所得金額から控除

※出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社と税制特例のイメージ

背景

- ・地方都市の中心市街地から30km離れた中山間地域(都市計画区域外)
- ・人口減少の進行:800人(1975年)⇒500人(2010年)
- ・学校、JAの店舗・ガソリンスタンドが閉鎖し、生活サービスが低下

株式会社の設立

株式会社・・・常時雇用者数:2名(+代表取締役1名)
出資額:150名1000万円(1万円～30万円/1人)
売上額:約1億円 利益 :数万円～数十万円の赤字

<事業内容>

- ・住民の生活サービス等の維持(生活必需品の販売、給油所の運営)
- ・地域資源を活用した事業(地域産品の米を市内外(学校・病院・通信販売等)へ販路拡大)

必需品販売店舗



地域産品の活用



150戸が1000万円を出資

出資額を総所得金額から控除することが可能

【個人出資者】(地域住民・地元出身者など)

税制特例等のイメージ

(※収入額の半分が課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定。)

- | | | | |
|--------|--------------------|---|------------------|
| <ケース1> | 収入300万円の個人が5万円出資 | ⇒ | 所得税: 約 2,400円の還付 |
| <ケース2> | 収入500万円の個人が10万円出資 | ⇒ | 所得税: 約 1万円の還付 |
| <ケース3> | 収入1000万円の個人が30万円出資 | ⇒ | 所得税: 約 6万円の還付 |

(※この他、事業における各種優待や、将来株式会社が利益を得た際の株主配当などの権利も適宜設定可能)

地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き

1 目的

「小さな拠点」に関し、その内容や進め方について、行政担当者や集落のリーダー・地域住民、支援団体等に理解していただき、「小さな拠点」の立上げや進める際の参考やヒントにしてもらう。

2 構成

1. はじめに
2. 小さな拠点づくりのポイント
 - ・ 地域住民による活動ステップ
 - ・ 地域住民の暮らしの拠点形成
3. 小さな拠点づくりの具体事例
4. 小さな拠点づくりのQ&A
5. 小さな拠点づくり関連施策の相談窓口



まち・ひと・しごと創生本部HP→施策等→小さな拠点の形成
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/index.html>

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地方創生推進交付金	内閣府	官民協働・地域間連携等の観点から先駆的な取組、既存事業の隘路を発見し打開する取組（政策間連携）、先駆的・優良事例の横展開を支援するもの。地方の先駆的な取組を支援。
地方財政措置	総務省	高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上。
過疎対策事業債	総務省	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	総務省	過疎地域等の集落を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興する取組を支援する。
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	国土交通省	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。
農山漁村振興交付金	農林水産省	都市と農村との共生・対流等を推進する取組や地域資源を活用した雇用等の増大に向けた取組及び農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援する。交付額、交付率等は事業により異なる（定額、1/2以内など）。

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地域活性化伝道師	内閣府	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。
地域おこし協力隊	総務省	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間(概ね1年以上3年以下)、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。
集落支援員	総務省	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。
外部専門家招へい事業	総務省	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。
全国地域づくり人財塾	総務省	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。
生活支援コーディネーター	厚生労働省	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。
地域再生マネージャー事業	(一財)地域総合整備財団	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する手引き等

情報提供	担当	概 要
住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～（平成28年3月）	内閣官房 内閣府	地域の困りごととその対応について、具体的な事例を数多く紹介した「小さな拠点」づくりの手引き。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/chiisanakyoten-tebiki.pdf
集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル（平成28年3月）	総務省	住民や市町村が地域運営組織を立ち上げる際の参考資料。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000403262.pdf
実践編「小さな拠点」づくりガイドブック（平成27年3月）	国土交通省	モニター調査により得られたノウハウなどをとりまとめた、より実践的な内容のガイドブック。 http://www.mlit.go.jp/common/000992103.pdf http://www.mlit.go.jp/common/001086331.pdf
活力ある農山漁村づくり検討会報告書（平成27年3月）	農林水産省	地域で魅力ある農山漁村づくりに取り組もうとする方々に対し、実践活動を行う際の参考となる取組のポイントや事例等を紹介。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/nouson/bi21/pdf/nousan_gyoson_sasshi.pdf

地域課題に対応した地域運営組織に関する有識者会議

1. 趣旨

「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂2015」（平成27年12月24日閣議決定）に基づき、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立に向けて、その課題及び論点を整理し、結論を得るため、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」を開催。

2. 構成

飯島 淳子 東北大学大学院法学研究科教授

池本 桂子 NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会理事

◎小田切徳美 明治大学農学部教授

加本 恂二 雲南市海潮地区振興会会長

高橋 由和 NPO法人きらりよしじまネットワーク事務局長

辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

名和田是彦 法政大学法学部教授

藤山 浩 島根県中山間地域研究センター研究統括監

牧野 光朗 長野県飯田市長

矢野 富夫 高知県檜原町長

◎：座長

3. 開催状況

第1回(3月1日)

主な論点を中心に検討

第2回(3月25日)

量的拡大・質的深化を中心に検討

第3回(4月20日)

法人格問題を中心に検討

第4回(5月20日)

①法人格関係、②関係組織・地域運営組織のあり方を検討

第5回(6月14日)

論点整理

第6回(7月13日)

中間報告に向けての検討

第7回(8月10日)

中間とりまとめ

以後、先進事例のヒアリング等を行いつつ、年末の最終報告を検討

まち・ひと・しごと創生本部HP → 会議・資料 → 地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/#an12>

地域の課題解決を目指す地域運営組織 ―その量的拡大と質的向上に向けて― 中間とりまとめ（概要）

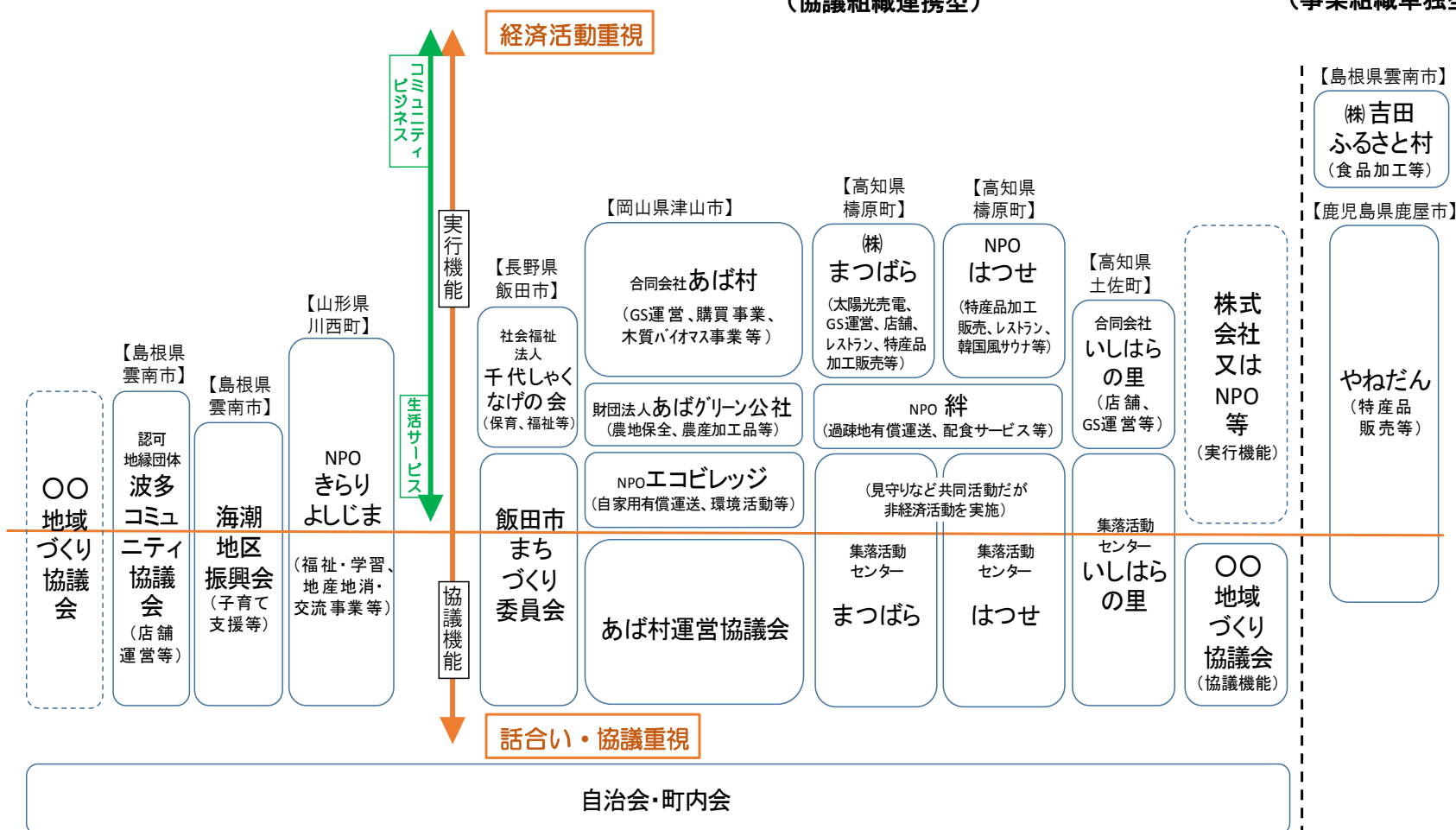
（１）地域運営組織の多様性とその分類

- 地域運営組織は、「協議機能（地域課題を共有し、解決方法を検討）」と「実行機能（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」を有する組織で、協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ「一体型」と協議機能と実行機能を切り離れた「分離型」がある。

《一体型》

《分離型①》
(協議組織連携型)

《分離型②》
(事業組織単独型)



（２）地域運営組織の基本的考え方

- 地域運営組織は自主的な活動に基づくものであり、組織形態も活動に応じ自ら定めるものであるが、経済活動を実施する場合、法人格を取得する必要性が増大
- 地域運営組織の基本的要素は、
 - ①行政上の組織ではなく、法的には私的組織に属すること、
 - ②経済活動を含む地域の共同事業を行うこと、
 - ③一定の区域を基礎とした組織であること
- 社会科学的には、地域運営組織は共的セクターに属するが、その活動は公的セクター・市場セクターにまたがるもの
- 地域運営組織の設立には、①地域住民の当事者意識の醸成、②地方公共団体のサポート、③財源・制度・人材等組織設立を促す条件整備が必要
- 地域運営組織の一体型・分離型の双方のニーズを踏まえた法人制度の受け皿の整備が必要

2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方向

（1）法人化の推進

- ・ 現行法人の活用に加え、現場のニーズに応じた多様な法人類型の整備の検討が必要
- ・ 活動の進捗によりNPO法人は、「認定NPO法人」の取得とその優遇措置の活用が望ましい
- ・ NPO法人について、社員資格を市町村よりも狭い地域（旧町村等）の住民に実質的に限定も可能な「地域住民主体型のNPO法人」も許容される（NPO法の解釈を明確化）
- ・ 地域に必要なサービスを維持するため、「社会的利益追求を目的とした営利法人」に関する制度の検討を行い、早期に実現することが求められる
- ・ 地域運営組織のうち地縁組織に近い性格を持つ「地縁型組織」が経済活動等を行うのに適した法人制度の検討が必要（検討に当たっては、地域住民主体型のNPO法人や認可地縁団体等既存の法人制度を参考）

（2）人材の育成・確保

- ・ 地域運営組織の立ち上げ・運営に当たり、ワークショップや外部専門人材の活用等による組織のリーダー・担い手の確保や事務局体制の整備が求められる。長期的には地域内における人材育成や世代交代の循環の仕組みをつくることが重要
- ・ 地域運営組織の取組の推進は、地域の状況に応じた支援が必要。地域によっては都道府県による主導的な施策（職員派遣・人材育成・情報発信の場づくり等）や都道府県・市町村・中間支援組織が連携した人材育成や情報共有等のためのプラットフォームづくりが有効

(3) 資金の確保

- ・ 立ち上げ段階では、まとまった資金の確保などに行政の適切な支援が必要
- ・ 経済的な採算性と地域の必要性を勘案しながら複数の事業の合わせ技や空き家など地域の遊休資産の活用などの工夫を行うとともに、地産地消に加え再生エネルギーの活用、地産外商などの積極的な取組により、地域経済の円滑な循環を目指すことが重要

(4) 事業実施のノウハウ等

- ・ 事業の実施に当たっては地域の全体最適を目指すことに留意しつつ、事業に必要な会計・税務・労務等のノウハウの取得、分野横断型事業展開の仕組み、隣接地域や先発事業者との共同事業など事業の持続性確保に向けて様々な形で取り組むことが重要

(5) 行政の役割、多様な組織との連携

- ・ 地域運営組織の主体性・自主性を基本としつつ、市町村・都道府県・国は、適切な役割分担に基づいてこれを支援
- ・ 市町村は地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、人材面、資金面等多面的に連携・支援するとともに、担当者の継続性や縦割りを排除した総合的な対応等持続的な取組体制の構築が重要。都道府県は広域的観点から市町村や現場の取組をサポートする支援体制の確立、国は利用者視点の下、現行の支援制度の改善や拡充を図ることが必要
- ・ 持続的な地域づくりのため、地域内外の多様な組織との連携・協働を進めていくことが重要

事業展開に向けた今後の取組

- 小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた全国での取組の裾野を広げるべく、地方公共団体や各地域への知識の普及啓発等を行い、本格的な事業展開を図る
- 28年度後半以降、主に以下の取組を推進予定

■ 情報発信のためのポータルサイトの開設

■ 全国フォーラムや地方での交流会の開催

■ 取組の普及に向けた全国各地での説明会・研修会等の開催

■ 都道府県や中間支援組織による人材育成等の支援体制(プラットフォームづくり)の構築支援

■ 小さな拠点や地域運営組織の取組効果の見える化・横展開

■ 個別地区の取組支援(各省補助金等の活用)

■ まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるKPIのフォローアップ(小さな拠点1000箇所、地域運営組織3000団体)

 取組推進のため、都道府県との連携強化(連絡窓口の共有、説明会開催等)

都道府県個別説明会（全国キャラバン）の開催

- 内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省の連携の下、都道府県を往訪し、意見交換や説明会等を開催

■ 時期：平成28年10月～29年3月

■ 内容：

- ・都道府県幹部との各県の取組状況等に関する意見交換
 - ・都道府県職員及び市町村職員、NPO等の地域における取組主体関係者等向けの説明会
 - ・市町村担当者との意見交換
- 等を実施予定

■ 希望する都道府県を中心に訪問予定

■ 今後、各都道府県の連絡窓口に対して、希望聴取等を行う予定